

事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議の開催について

令和5年11月30日
関係省庁等申合せ
令和5年12月18日
一部改正

- 1 デジタル行財政改革会議の取組方針において、「税務・会計・取引など公共機関と民間領域の一体的なデジタル完結の推進」に取り組むこととされていることや、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「税務・会計・取引など、官民の一体的なデジタル化を推進するため、税務行政のDXや事業者のデジタル化の促進を図ることとされていること等を踏まえ、事業者のデジタル化や公的手続等のデジタル化について、関係省庁等の連携を密にし、取組を加速するため、「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催する。」
- 2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 デジタル庁戦略・組織グループ審議官
 構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官
 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局審議官
 内閣府サイバーセキュリティ・情報化審議官
 警察庁総括審議官
 金融庁監督局審議官
 総務省大臣官房企画課長
 法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
 外務省サイバーセキュリティ・情報化参事官
 財務省・国税庁長官官房審議官
 文部科学省大臣官房総括審議官
 厚生労働省サイバーセキュリティ・情報化審議官
 農林水産省サイバーセキュリティ・情報化審議官
 経済産業省大臣官房審議官（IT戦略担当）
 中小企業庁経営支援部長
 国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
 環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
 防衛省サイバーセキュリティ・情報化審議官
 日本銀行業務局長

- 3 連絡会議の庶務は、デジタル庁において処理する。
- 4 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。